

1 ポジティブリスト制度の施行に伴う食肉衛生検査所の取組み

○山内由美 (豊橋市食肉衛検)

山口貴宏 ()

松田克也 ()

瀬尾幸嗣 ()

細井美博 ()

千賀哲郎 ()

1. はじめに

2006年5月29日に施行されたポジティブリスト制度により、すべての農薬等に残留基準（一律基準を含む）が設定された。当所では、薬物の残留違反のない安全な食肉の流通を図るため、家畜生産者等（生産者）を対象に当制度の説明会等を開催するとともに、動物用医薬品等の残留物質検査体制についても検討を加えたので概要について報告する。

2. 目的及び方法

(1) 生産者とのリスクコミュニケーション：ポジティブリスト制度の周知及びと畜場搬入時の獣畜の病歴及び投薬歴の申告の徹底を目的として、生産者に対し農協や関連団体等を通じて説明会を開催した。また、臨床獣医師には、定期的に開催している情報交換会（東三河地区の臨床獣医師、東三河家畜保健衛生所、豊橋市食肉衛生検査所）の場で説明し、生産者への指導や診断書への詳細な記載を依頼した。

(2) 残留物質検査体制の強化：1999～2001年に生産者に対し実施した抗菌性物質及び寄生虫剤を中心とした動物用医薬品の使用状況調査をもとに、使用頻度、体内残留性及び毒性を考慮した重点監視薬剤を選定し、迅速かつ多検体処理が可能な検査体制を確立し、日常的なスクリーニング検査及びモニタリング検査を実施してきた。今回、新たに残留基準が設定された動物用医薬品を含む最新の使用状況を把握するため、2005～2006年に臨床獣医師及び生産者に対し、190剤の動物用医薬品について調査を実施した。その結果、残留リスクが高いと考えられた薬物について、迅速検査法を検討し、日常検査に導入した。

3. まとめ

当所では、これまで動物用医薬品の使用禁止期間内の出荷による規格違反事例が多かつたが、ポジティブリスト制度施行後は、投薬歴等の申告が増加するとともに、規格違反件数の大幅な減少が見られ、説明会等の開催により生産者に安全な食肉の生産についての意識の向上があったものとうかがえた。また、新たに残留検査対象に追加した薬物の違反摘発事例もあり、動物用医薬品の使用状況調査による検査体制強化の効果も見られた。今後も、生産現場との連携を一層強化し、食肉の安全確保に努めて行きたい。